【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年８月14日
【四半期会計期間】	第１期第１四半期(自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)
【会社名】	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
【英訳名】	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 最高経営責任者 武藤 信一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目６番16号
【電話番号】	03（5843）5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部業務部長 中村 正秀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【電話番号】	03（5843）5115
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部業務部長 中村 正秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

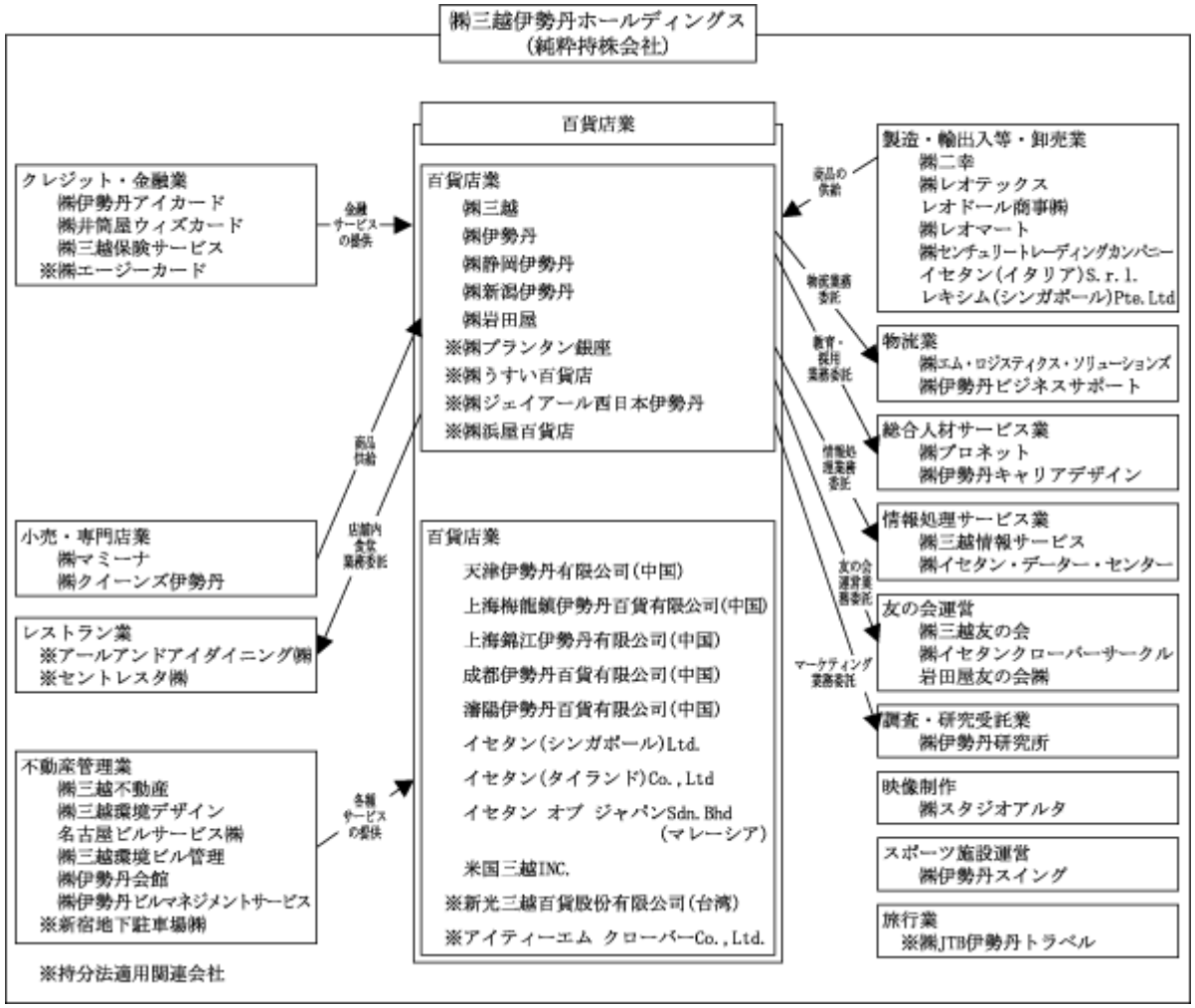
回次		第１期 第１四半期連結 累計(会計)期間
会計期間		自 平成20年 ４月１日 至 平成20年 ６月30日
売上高	(百万円)	353,950
経常利益	(百万円)	12,442
四半期純利益	(百万円)	7,669
純資産額	(百万円)	509,414
総資産額	(百万円)	1,384,987
１株当たり純資産額	(円)	1,274.77
１株当たり四半期 純利益	(円)	19.78
潜在株式調整後 １株当たり四半期 純利益	(円)	19.77
自己資本比率	(%)	35.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△9,578
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△7,532
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,777
現金及び現金同等物の 四半期末残高	(百万円)	35,865
従業員数 (外 平均臨時雇用者数)	(名)	18,089 (13,406)

(注) １ 売上高には、消費税等は含まれておりません。
２ 当社は平成20年４月１日に株式移転により共同持株会社として設立されたため、当連結会計年度が第１期となります。

2 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社(純粋持株会社)及び関係会社(連結子会社44社、持分法適用関連会社11社)によって構成されており、百貨店業を中心としてクレジット・金融業及び小売・専門店業などの事業を展開しております。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	㈱三越、㈱伊勢丹、㈱静岡伊勢丹、㈱新潟伊勢丹、㈱岩田屋、天津伊勢丹有限公司(中華人民共和国)、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、上海錦江伊勢丹有限公司(中華人民共和国)、成都伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、瀋陽伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、㈱ジェイアール西日本伊勢丹、㈱浜屋百貨店、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)、米国三越INC.、㈱プランタン銀座、㈱うすい百貨店、新光三越百貨股? 有限公司(台湾)	連結子会社　　14社 持分法適用関連会社　6社
クレジット・金融業	㈱伊勢丹アイカード、㈱井筒屋ウィズカード、㈱エージーカード、㈱三越保険サービス	連結子会社　　3社 持分法適用関連会社　1社
小売・専門店業	㈱マミーナ、㈱クイーンズ伊勢丹、アールアンドアイダイニング㈱、セントレスタ㈱	連結子会社　　2社 持分法適用関連会社　2社
その他事業	㈱三越不動産、㈱三越環境デザイン、㈱三越環境ビル管理、名古屋ビルサービス㈱、㈱伊勢丹会館、㈱伊勢丹ビルマネジメントサービス、新宿地下駐車場㈱、㈱伊勢丹キャリアデザイン、㈱イセタン・データー・センター、㈱イセタンクローバーサークル、岩田屋友の会㈱、㈱伊勢丹スイング、㈱伊勢丹ビジネスサポート、㈱センチュリートレーディングカンパニー、㈱伊勢丹研究所、イセタン(イタリア)S.r.l.、レキシム(シンガポール)Pte.Ltd.、㈱JTB伊勢丹トラベル、㈱三越友の会、㈱二幸、㈱レオテックス、レオドール商事㈱、㈱レオマート、㈱スタジオアルタ、㈱プロネット、㈱三越情報サービス、㈱エム・ロジスティクス・ソリューションズ	連結子会社　　25社 持分法適用関連会社　2社


㈱三越伊勢丹ホールディングス
(純粋持株会社)
百貨店業
クレジット・金融業
㈱伊勢丹アイカード
㈱井筒屋ウィズカード
㈱三越保険サービス
※㈱エージーカード
金融サービスの提供
百貨店業
㈱三越
㈱伊勢丹
㈱静岡伊勢丹
㈱新潟伊勢丹
㈱岩田屋
※㈱プランタン銀座
※㈱うすい百貨店
※㈱ジェイアール西日本伊勢丹
※㈱浜屋百貨店
商品供給
小売・専門店業
㈱マミーナ
㈱クイーンズ伊勢丹
レストラン業
※アールアンドアイダイニング㈱
※セントレスタ㈱
店舗内食堂業務委託
百貨店業
天津伊勢丹有限公司(中国)
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司(中国)
上海錦江伊勢丹有限公司(中国)
成都伊勢丹百貨有限公司(中国)
瀋陽伊勢丹百貨有限公司(中国)
イセタン(シンガポール)Ltd.
イセタン(タイランド)Co.,Ltd
イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd
(マレーシア)
米国三越INC.
※新光三越百貨股份有限公司(台湾)
※アイティーエム クローバーCo.,Ltd.
各種サービスの提供
不動産管理業
㈱三越不動産
㈱三越環境デザイン
名古屋ビルサービス㈱
㈱三越環境ビル管理
㈱伊勢丹会館
㈱伊勢丹ビルマネジメントサービス
※新宿地下駐車場㈱
※持分法適用関連会社
商品の供給
製造・輸出入等・卸売業
㈱二幸
㈱レオテックス
レオドール商事㈱
㈱レオマート
㈱センチュリートレーディングカンパニー
イセタン(イタリア)S.r.l.
レキシム(シンガポール)Pte.Ltd
物流業務委託
物流業
㈱エム・ロジスティクス・ソリューションズ
㈱伊勢丹ビジネスサポート
教育・採用業務委託
総合人材サービス業
㈱プロネット
㈱伊勢丹キャリアデザイン
情報処理業務委託
情報処理サービス業
㈱三越情報サービス
㈱イセタン・データー・センター
友の会運営業務委託
友の会運営
㈱三越友の会
㈱イセタンクローバーサークル
岩田屋友の会㈱
マーケティング業務委託
調査・研究受託業
㈱伊勢丹研究所
映像制作
㈱スタジオアルタ
スポーツ施設運営
㈱伊勢丹スイング
旅行業
※㈱JTB伊勢丹トラベル

３ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱三越 ※５	東京都中央区	37,404	百貨店業	100.0	役員の兼任 ５名
㈱伊勢丹 ※５	東京都新宿区	36,763	百貨店業	100.0	役員の兼任 ６名
㈱静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	2,222	百貨店業	100.0 (100.0)	
㈱新潟伊勢丹	新潟県新潟市中央区	200	百貨店業	100.0 (100.0)	
㈱岩田屋 ※４	福岡県福岡市中央区	3,451	百貨店業	51.7 (51.7)	役員の兼任 １名
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	90.0 (90.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
上海錦江伊勢丹有限公司	中華人民共和国 上海市	元 23,750,000	百貨店業	63.0 (63.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 5,730,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	米ドル 7,450,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール)Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド)Co.,Ltd. ※２	タイ バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリンギ 20,000,000	百貨店業	51.0 (51.0)	
米国三越INC.	アメリカ ニューヨーク市	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
㈱伊勢丹アイカード	東京都新宿区	1,100	クレジット・金融業	100.0 (100.0)	
㈱井筒屋ウィズカード	福岡県北九州市 小倉北区	100	クレジット・金融業	100.0 (100.0)	
㈱三越保険サービス	東京都千代田区	20	クレジット・金融業	100.0 (100.0)	
㈱マミーナ	東京都新宿区	400	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
㈱クイーンズ伊勢丹	東京都新宿区	255	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
㈱三越不動産	東京都千代田区	100	その他事業 (不動産管理業)	100.0 (100.0)	
㈱三越環境デザイン	東京都中央区	100	その他事業 (不動産管理業)	100.0 (100.0)	
㈱三越環境ビル管理	東京都中央区	50	その他事業 (不動産管理業)	100.0 (100.0)	
㈱伊勢丹ビルマネジメントサービス	東京都新宿区	40	その他事業 (不動産管理業)	100.0 (100.0)	
名古屋ビルサービス㈱	愛知県名古屋市中区	100	その他事業 (不動産管理業)	100.0 (100.0)	
㈱伊勢丹会館	東京都新宿区	60	その他事業 (不動産管理業)	100.0 (100.0)	
㈱二幸	東京都中央区	100	その他事業 (製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
㈱レオテックス	東京都江東区	100	その他事業 (製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
レオドール商事㈱	東京都中央区	100	その他事業 (製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
㈱レオマート	東京都千代田区	10	その他事業 (製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
㈱センチュリートレーディングカンパニー	東京都新宿区	20	その他事業(製造・輸出入等・卸売業)	80.0(80.0)	
イセタン(イタリア)S.r.l.	イタリアミラノ市	ユーロ100,000	その他事業(製造・輸出入等・卸売業)	100.0(100.0)	
レキシム(シンガポール)Pte. Ltd.	シンガポールシンガポール市	シンガポールドル5,000,000	その他事業(製造・輸出入等・卸売業)	100.0(100.0)	
㈱伊勢丹ビジネスサポート	東京都新宿区	40	その他事業(物流業)	100.0(100.0)	
㈱エム・ロジスティクス・ソリューションズ	東京都江東区	50	その他事業(物流業)	100.0(100.0)	
㈱伊勢丹キャリアデザイン	東京都新宿区	100	その他事業(総合人材サービス業)	100.0(100.0)	
㈱プロネット	東京都千代田区	90	その他事業(総合人材サービス業)	100.0(100.0)	
㈱イセタン・データー・センター	東京都新宿区	90	その他事業(情報処理サービス業)	100.0(100.0)	
㈱三越情報サービス	東京都中央区	100	その他事業(情報処理サービス業)	100.0(100.0)	
㈱三越友の会	東京都千代田区	100	その他事業(友の会運営)	100.0(100.0)	
㈱イセタンクローバーサークル	東京都新宿区	50	その他事業(友の会運営)	100.0(100.0)	
岩田屋友の会㈱	福岡県福岡市中央区	50	その他事業(友の会運営)	100.0(100.0)	
㈱伊勢丹研究所	東京都新宿区	10	その他事業(調査・研究受託業)	100.0(100.0)	
㈱スタジオアルタ	東京都新宿区	100	その他事業(映像制作)	60.0(60.0)	役員の兼任 1名
㈱伊勢丹スイング	東京都新宿区	50	その他事業(スポーツ施設運営)	100.0(100.0)	
(持分法適用関連会社) ㈱プランタン銀座	東京都中央区	1,000	百貨店業	30.0(30.0)	役員の兼任 1名
㈱うすい百貨店	福島県郡山市	200	百貨店業	34.9(34.9)	
㈱ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	6,000	百貨店業	33.3(33.3)	役員の兼任 1名
㈱浜屋百貨店	長崎県長崎市	250	百貨店業	27.2(27.2)	
新光三越百貨股?有限公司	台湾台北市	台湾ドル7,251,000,000	百貨店業	43.5(43.5) 被所有割合 0.0	役員の兼任 2名
アイティーエム クローバーCo., Ltd.	タイバンコク市	タイバーツ11,000,100	百貨店業(持株会社)	45.5(45.5)	
㈱エージーカード	福岡県福岡市博多区	400	クレジット・金融業	34.0(34.0)	
アールアンドアイダイニング㈱	東京都新宿区	80	小売・専門店業(レストラン業)	33.3(33.3)	
セントレスタ㈱	東京都中央区	10	小売・専門店業(レストラン業)	33.4(33.4)	
㈱JTB伊勢丹トラベル	東京都新宿区	98	その他事業(旅行業)	33.7(33.7)	
新宿地下駐車場㈱	東京都新宿区	3,600	その他事業(不動産管理業)	33.3(33.3)	

(注) 1 事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。

※2 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

※4 有価証券報告書の提出会社であります。

※5 特定子会社であります。

6 住所は、登記上のものによっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年６月30日現在

従業員数(名)	18,089（13,406）

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2 臨時雇用者数は（ ）内に期中平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年６月30日現在

従業員数(名)	144

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績があるが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当第１四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
百貨店業	329,148
クレジット・金融業	2,388
小売・専門店業	13,352
その他事業	9,061
合計	353,950

(注) １ セグメント間取引については、相殺消去しております。
２ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２ 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

３ 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第１四半期(平成20年４月１日～平成20年６月30日)におけるわが国経済を取り巻く環境は、サブプライムローン問題に端を発する世界経済の低迷、資源・食料品等の物価上昇、ねじれ国会による政治混乱など、明るい材料は見られず、減速基調となっております。

百貨店業界におきましては、同業・他業態との競争激化に加え、消費マインドの冷え込みから、売上高の前年割れが続いております。

このような状況の下、当社グループは、株式会社三越と株式会社伊勢丹が本年４月１日に経営統合し、新たなスタートを切りました。統合効果を早期に創出し、お客さまのご満足の最大化に努めることで、「三越」「伊勢丹」ブランドの価値向上を図っております。

以上の取組みにより、当第１四半期連結会計期間の連結業績は、売上高が353,950百万円、営業利益7,080百万円、経常利益は、12,442百万円、四半期純利益は7,669百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 百貨店業

中核の百貨店業におきましては、本年４月に三越および伊勢丹の各店舗で統合記念祭を実施し、多くのお客さまにご来店いただきました。また本年６月14日の東京メトロ副都心線開通により、伊勢丹新宿本店では入店客数が大きく伸びました。しかし、見通しの悪い経済状況の下、特に衣料品の動きが鈍化し、前年６月に実施したクリアランスセールの影響もあり、前年同期を下回りました。

海外百貨店に関しては概ね増収となりました。特に中国では、既存店舗の売上拡大並びに成都伊勢丹及び瀋陽伊勢丹の開店により増収となりました。

売上高は329,314百万円、営業利益は6,381百万円となりました。

② クレジット・金融業

クレジット・金融業におきましては、ショッピング部門で、グループ百貨店各社の売上減に伴う加盟店手数料の減少により、(株)伊勢丹アイカードは、売上高が前年同期を下回りました。

売上高は3,740百万円、営業利益は874百万円となりました。

③ 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、(株)クイーンズ伊勢丹が本年４月に東陽町店をオープンし、増収となりました。

売上高は15,756百万円、営業損失は65百万円となりました。

④ その他事業

その他事業におきましては、不動産管理業を行う(株)三越不動産や物流業を行う(株)伊勢丹ビジネスサポートなど25社で構成されております。

売上高は33,996百万円、営業利益は254百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第１四半期連結会計期間末の総資産は1,384,987百万円となりました。うち流動資産は260,710百万円、固定資産は1,124,276百万円であります。

流動資産のうち現金及び預金36,416百万円、受取手形及び売掛金114,690百万円、商品67,147百万円であります。

固定資産のうち有形固定資産790,410百万円、無形固定資産73,591百万円、投資その他の資産260,274百万円であります。

② 負債

当第１四半期連結会計期間末における負債合計は875,572百万円となりました。うち流動負債は457,372百万円、固定負債は418,200百万円であります。

負債の主な内容は、有利子負債239,439百万円、長期繰延税金負債187,433百万円、支払手形及び買掛金99,707百万円、退職給付引当金64,755百万円、負ののれん62,863百万円であります。

③ 純資産

当第１四半期連結会計期間末における純資産は509,414百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」は9,578百万円、「投資活動によるキャッシュフロー」は7,532百万円のそれぞれ支出となりました。
一方「財務活動によるキャッシュ・フロー」は13,777百万円の収入となりました。
この結果、「現金及び現金同等物」の当第1四半期連結会計期間末残高は、35,865百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

百貨店市場は消費者の購買行動の変化や業態の多様化等の影響を受け、全体として縮小傾向にあると認識しております。三越伊勢丹グループが対応すべき最優先課題は、このような環境変化の中で百貨店業において圧倒的な競争優位を確立し、お客さまのご満足の最大化を実現することであります。そのために、三越伊勢丹グループの目指す方向について以下のような基本方針を定め、グループをあげて取り組んでまいります。

① 「三越」「伊勢丹」ブランドの明確化とブランド価値向上

三越伊勢丹グループの最大の資産である「三越」「伊勢丹」の両ブランド価値をさらに高めていくために、三越と伊勢丹は「お客さまのご要望を察知し、それをスピーディーに具現化する」という百貨店としての本来の役割を十分果たしてまいります。また同時に、三越日本橋本店、伊勢丹新宿本店を中心に、お客さまが「三越」「伊勢丹」に期待しているものを徹底的に追求してまいります。

② グループ力を最大限発揮するための営業基盤の統合

日本最大規模のグループ力を最大限発揮することで、お客さまのご要望を的確に把握し、それをスピーディーに具現化できるように、マーチャンダイジング、情報システム・業務フロー、カード機能、営業支援機能の統合を進めてまいります。

③ 販売サービスの質の向上

お客さまとの信頼関係構築に向け、接客時間を創出するための業務効率化や、商品知識・接客スキルのレベルアップや、新規サービスの開発、モノとコトの編集によるご提案機能の強化・拡充を図ってまいります。

(5) 研究開発活動

特に記載する事項はありません。

第３ 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

平成20年６月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹ホールディングス (東京都中央区)	百貨店業	事務所等	―	― (―)	1	1	144

(注) 所在地は、登記上のものによっております。

② 国内子会社

＜株式会社伊勢丹＞

平成20年３月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	7,753	7,993 (24)	615	16,363	972 [171]
本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	33,865	19,848 (21)	3,057	56,771	1,631 [1,747]
立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	2,480	― (―)	364	2,844	124 [451]
吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	百貨店業	店舗等	1,532	― (―)	204	1,737	99 [238]
松戸店 (千葉県松戸市)	百貨店業	店舗等	3,028	― (―)	279	3,307	165 [324]
浦和店 (埼玉県さいたま市浦和区)	百貨店業	店舗等	9,122	5,254 (5)	764	15,141	204 [440]
相模原店 (神奈川県相模原市)	百貨店業	店舗等	7,677	5,039 (10)	411	13,128	159 [374]
府中店 (東京都府中市)	百貨店業	店舗等	2,133	― (―)	274	2,407	127 [321]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

平成20年３月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱静岡伊勢丹	静岡伊勢丹等 (静岡県静岡市葵区等)	百貨店業	事務所等	166	― (―)	14	181	182 [290]
㈱新潟伊勢丹	新潟伊勢丹等 (新潟県新潟市中央区等)	百貨店業	事務所等	435	15 (0)	77	528	336 [368]
㈱岩田屋	本店等 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	10,312	1,314 (4)	687	12,314	955 [903]
㈱クイーンズ伊勢丹	笹塚店等 (東京都渋谷区等)	小売・専門店業	店舗等	2,231	― (―)	816	3,048	440 [1,370]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

＜株式会社三越＞

平成20年２月29日現在

事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数（名）
			建物及び構築物	土地（面積㎡）	その他	合計	
本店（東京都中央区）	百貨店業	店舗等	23,876	92,495 (12,845) [308]	1,314	117,686	1,689 (302)
新宿アルコット店（東京都新宿区）	百貨店業	店舗等	6,448	1,383 (3,502) [140]	98	7,929	32 (5)
銀座店（東京都中央区）	百貨店業	店舗等	5,629	59,712 (3,613) [778]	302	65,644	448 (70)
池袋店（東京都豊島区）	百貨店業	店舗等	2,904	2,701 (5,560) [222]	151	5,757	247 (81)
千葉店（千葉県千葉市中央区）	百貨店業	店舗等	327	— (—)	121	449	177 (177)
新潟店（新潟県新潟市中央区）	百貨店業	店舗等	2,579	2,476 (5,219) [3]	157	5,213	200 (117)
仙台店（宮城県仙台市青葉区）	百貨店業	店舗等	6,032	1,488 (2,195) [45]	175	7,696	283 (173)
札幌店（北海道札幌市中央区）	百貨店業	店舗等	3,636	6,900 (3,391)	200	10,738	357 (186)
名古屋栄店（愛知県名古屋市中区）	百貨店業	店舗等	13,827	11,509 (3,188)	511	25,849	620 (180)
星ヶ丘店（愛知県名古屋市千種区）	百貨店業	店舗等	783	— (—)	83	866	145 (107)
広島店（広島県広島市中区）	百貨店業	店舗等	534	684 (1,717)	28	1,247	152 (108)
高松店（香川県高松市）	百貨店業	店舗等	5,481	2,953 (7,540)	285	8,720	204 (229)
松山店（愛媛県松山市）	百貨店業	店舗等	7,057	1,990 (7,411) [22]	282	9,330	200 (181)
福岡店（福岡県福岡市中央区）	百貨店業	店舗等	29	— (—)	2	31	294 (406)
鹿児島店（鹿児島県鹿児島市）	百貨店業	店舗等	579	1,650 (2,874)	114	2,344	119 (151)

（注）(1) 帳簿価額のうち土地及び面積は、連結会社以外からの借地権を含んでおり、その金額を[]で内書きしています。
(2) 帳簿価額のうちその他は、機械装置及び運搬具並びに器具備品の合計であります。
(3) 帳簿価額には消費税等は含まれていません。
(4) 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしています。

平成20年２月29日現在

会社名	事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数（名）
				建物及び構築物	土地（面積㎡）	その他	合計	
㈱二幸	本社他（東京都中央区他）	その他事業（製造・輸出入等・卸売業）	事務所等	958	1,374 (48,799) [160]	146	2,479	253 (195)
㈱三越不動産	本店他（東京都千代田区他）	その他事業（不動産管理業）	賃貸不動産等	3,723	17,468 (110,897)	47	21,240	40 (31)

（注）(1) 帳簿価額のうち土地及び面積は、連結会社以外からの借地権を含んでおり、その金額を[]で内書きしています。
(2) 帳簿価額のうちその他は、機械装置及び運搬具並びに器具備品の合計であります。
(3) 帳簿価額には消費税等は含まれていません。
(4) 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしています。

(2) 設備の新設、除却等の計画

1.東京都江東区に計画中であった㈱クイーンズ伊勢丹の東陽町店が平成20年４月に完了いたしました。

2.新設

会社名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定	完成後の増加能力
				総額(百万円)	既支払額(百万円)				
㈱三越	東京都中央区	百貨店業	銀座店増床	未定	2,568	自己資金・借入金等	平成20年	平成22年	売場面積約1.8倍

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)(平成20年６月30日)	提出日現在発行数(株)(平成20年８月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	387,850,182	387,850,182	東京証券取引所市場第一部	―
計	387,850,182	387,850,182	―	―

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年８月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年４月１日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第１回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在(平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	3,195 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	319,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,162 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成24年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,162 資本組入額　　581
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第１回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第１回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第２回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	1,049 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり891 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成22年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　891 資本組入額　　446
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第２回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第２回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第３回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	3,580 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	358,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,378 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成23年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,378 資本組入額　　689
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第３回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第３回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第４回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	5,890 ※１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	589,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,560 ※２
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成24年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,560 資本組入額　　780
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第４回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第４回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※１ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

※２ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)
また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(１円未満の端数は切り上げ)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第５回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	6,356 ※３
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	635,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,829 ※４
新株予約権の行使期間	平成20年８月９日から平成25年８月８日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,829 資本組入額　　915
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第５回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。 (1) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成19年３月31日までに、死亡により喪失した場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第５回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第６回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	7,510 ※３
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	751,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,952 ※４
新株予約権の行使期間	平成21年８月８日から平成26年８月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,952 資本組入額　　976
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 執行役員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)２年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。 ② 当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。 ③ 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ④ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑥ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第６回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。 (1) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 従業員の地位を平成20年３月31日までに、死亡により喪失した場合。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 前２号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から２年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より６ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を１人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第６回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から２年以内に行使しない場合。 (7) 以下に定める事由が生じた場合。 ① 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 ② 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 ③ 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 ④ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 ⑤ 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※３ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘定の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※４ 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。
さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第７回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	37 ※５
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,157 ※６
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成22年６月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,157 資本組入額　　579
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引き続き当社若しくは伊勢丹の執行役員として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合、又は当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社若しくは伊勢丹の執行役員に就任後、再び当社若しくは伊勢丹の取締役として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社若しくは伊勢丹の取締役若しくは執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第７回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第８回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	282 ※５
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	282,000 ※６
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,359
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成23年６月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1,359 資本組入額　　680
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。 伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第８回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から４年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から６ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの１人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から２年間に限りその行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第８回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から２年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

※５ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

※６　当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数＋\dfrac{新規発行株式数\times新規発行の１株当たりの払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。
さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第９回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	86 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,240
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成26年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1 資本組入額　　1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	114 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,760
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成27年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　1 資本組入額　　1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの１人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年６月１日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から５年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	54 ※７
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,360
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成28年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　507 資本組入額　　254
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者が平成27年５月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年６月１日から平成28年５月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (5) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面 (c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

※７　新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の数(個)	16 ※８
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり１
新株予約権の行使期間	平成20年４月１日から平成28年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　　507 資本組入額　　254
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア) 新株予約権者が平成27年５月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年６月１日から平成28年５月31日 イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (4) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの１人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。 (b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から１年間に限り、新株予約権を行使することができる。 (c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日１年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 ① 除籍謄本等(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ② 承継者の印鑑証明書(発行後３ヶ月以内のものに限る。) ③ 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 ④ 承継者の氏名及び住所を証する書面 ⑤ その他当社が指定する書面

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
新株予約権の行使の条件	(d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から１年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める１年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。 (5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。 (a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合 解任された時点 (b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社又は当社の子会社がその旨決議した時点 (c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点 イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める１年間を経過する日が経過した時点 (d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合 ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点 イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点 (e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点 (f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２.に準じて決定する。

	第１四半期会計期間末現在 (平成20年６月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。 (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記８.に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

※８ 新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。
調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
なお、上記の調整の結果生じる１株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年４月１日※１	387,848	387,848	50,000	50,000	12,500	12,500
平成20年４月１日～平成20年６月30日※２	2	387,850	0	50,000	0	12,500

(注) ※１．会社設立によるものです。
※２．新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当社は平成20年４月１日に設立された会社のため、当第１四半期会計期間中の基準日がないため実質株主を把握できず、記載することができません。

(6) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、平成20年４月１日会社設立のため直前の基準日がないため記載しておりません。

２ 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年４月	５月	６月
最高(円)	1,215	1,303	1,381
最低(円)	1,048	1,096	1,121

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

３ 【役員の状況】

当四半期報告書提出日現在における当社役員の状況は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	就任年月日
代表取締役会長執行役員兼最高経営責任者		武 藤 信 一	昭和20年７月20日生	昭和43年４月 平成６年６月 平成８年２月 平成10年４月 平成11年４月 平成12年２月 平成12年６月 平成13年６月 平成16年２月 平成20年４月 平成20年５月	株式会社伊勢丹入社 同取締役店舗事業本部マーチャンダイジング統括部婦人統括部長 同常務取締役営業本部マーチャンダイジング統括部長 同常務取締役営業本部営業副本部長（MD担当） 同常務取締役営業本部長兼営業本部営業副本部長（MD担当） 同常務取締役営業本部長 同専務取締役営業本部長 同代表取締役社長執行役員兼営業本部長 同代表取締役社長執行役員（現任） 当社代表取締役会長執行役員兼最高経営責任者（現任） 株式会社三越取締役（現任）	注３	53	平成20年４月１日
代表取締役社長執行役員兼最高執行責任者		石 塚 邦 雄	昭和24年９月11日生	昭和47年５月 平成６年３月 平成15年９月 平成16年３月 平成17年３月 平成17年５月 平成18年２月 平成20年３月 平成20年４月 平成20年６月	株式会社三越入社 同銀座店総務部ゼネラルマネジャー 同執行役員業務部長 同上席執行役員経営企画部長 同常務執行役員営業企画本部長 同代表取締役社長兼営業企画本部長 同代表取締役社長 同代表取締役社長執行役員兼百貨店事業本部長（現任） 当社代表取締役社長執行役員兼最高執行責任者（現任） 株式会社伊勢丹取締役（現任）	注３	13	平成20年４月１日
取締役		二 橋 千 裕	昭和29年１月26日生	昭和51年４月 平成７年２月 平成13年２月 平成14年６月 平成16年６月 平成18年２月 平成18年６月 平成20年４月 平成20年６月	株式会社伊勢丹入社 同営業本部MD統括部婦人第一部商品計画担当部長 同営業本部相模原店長 同執行役員営業本部MD統括部婦人営業グループ担当長 同常務執行役員営業本部MD統括部長 同専務執行役員営業本部長 同取締役専務執行役員営業本部長 当社取締役（現任） 同代表取締役専務執行役員営業本部長（現任）	注３	22	平成20年４月１日
取締役		天 野 公 平	昭和23年９月17日生	昭和47年５月 平成７年３月 平成16年３月 平成17年５月 平成18年５月 平成19年２月 平成19年５月 平成20年３月 平成20年４月	株式会社三越入社 同本店営業推進室担当部長 同執行役員管財部長 同取締役上席執行役員経営企画部長 同取締役常務執行役員経営企画部長兼関連事業本部長兼専門館事業・通信販売事業管掌 同取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼専門館事業・通信販売事業管掌 同代表取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼専門館事業・通信販売事業管掌 同代表取締役会長（現任） 当社取締役（現任）	注３	5	平成20年４月１日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	就任年月日
取締役専務執行役員経営戦略本部長	経営戦略本部長	髙 田 信 哉	昭和27年１月８日生	昭和50年４月 平成７年２月 平成14年６月 平成17年６月 平成18年２月 平成19年４月 平成19年６月 平成20年３月 平成20年４月	株式会社伊勢丹入社 同営業本部営業政策部営業政策担当付部長 同執行役員経営企画部総合企画担当長 同常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同常務執行役員経営企画部長・経営企画部総合企画担当長兼経理部担当 同専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同取締役専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同取締役専務執行役員総合企画部・経理部・関連事業部担当（現任） 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長（現任）	注３	21	平成20年４月１日
取締役常務執行役員	管理本部長	赤 松　 憲	昭和27年９月５日生	昭和50年６月 平成15年２月 平成17年６月 平成18年２月 平成19年２月 平成19年５月 平成20年４月	株式会社三越入社 同業務部システム統括担当ゼネラルマネジャー 同業務部長 同執行役員業務部長 同執行役員グループ業務部長 同取締役上席執行役員グループ業務部長 同取締役（現任） 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）	注３	2	平成20年４月１日
取締役		畔 柳 信 雄	昭和16年12月18日生	昭和40年４月 平成４年６月 平成８年４月 平成８年６月 平成13年６月 平成14年６月 平成15年６月 平成16年６月 平成17年10月 平成18年１月 平成20年４月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 同取締役 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）取締役 同常務取締役 同常務執行役員 同副頭取 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）取締役 同取締役社長 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）頭取 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長（現任） 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 同取締役会長（現任） 当社取締役（現任）	注３	―	平成20年４月１日
取締役		宮 村 眞 平	昭和９年８月３日生	昭和33年３月 昭和62年６月 平成元年６月 平成３年６月 平成４年４月 平成５年６月 平成５年６月 平成13年４月 平成14年６月 平成15年６月 平成19年６月 平成20年４月	三井金属鉱業株式会社入社 同取締役 同常務取締役 同代表取締役専務取締役 同代表取締役副社長 同代表取締役社長 パウダーテック株式会社取締役会長（現任） 三井金属鉱業株式会社代表取締役社長兼最高業務執行責任者 パンパシフィック・カッパー株式会社取締役（現任） 三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼CEO（最高経営責任者） 同取締役相談役（現任） 当社取締役（現任）	注３	―	平成20年４月１日
取締役		池 田 守 男	昭和11年12月25日生	昭和36年４月 平成２年６月 平成７年６月 平成９年６月 平成12年６月 平成13年６月 平成17年６月 平成17年６月 平成18年６月 平成18年６月 平成20年４月	株式会社資生堂入社 同取締役 同常務取締役 同代表専務取締役 同代表取締役副社長 同代表取締役執行役員社長 同取締役会長 株式会社小松製作所取締役（現任） 株式会社資生堂相談役（現任） 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役（現任） 当社取締役（現任）	注３	―	平成20年４月１日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	就任年月日
常勤監査役		二瓶 郁夫	昭和21年５月23日生	昭和45年４月 平成元年２月 平成11年６月 平成13年６月 平成14年６月 平成17年６月 平成20年４月 平成20年５月	株式会社伊勢丹入社 同経理部財務担当部長 同取締役経理部長 同執行役員経理部長 同取締役常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同常勤監査役 同監査役 当社常勤監査役（現任） 株式会社三越監査役（現任）	注４	31	平成20年４月１日
常勤監査役		阿部 健一	昭和21年６月22日生	昭和45年５月 平成12年２月 平成12年５月 平成13年５月 平成14年９月 平成15年９月 平成16年５月 平成20年４月 平成20年６月	株式会社三越入社 同経営推進室経理部長 同執行役員経営推進室経理部長 同取締役経営推進室経理部長 同取締役経理部長 同取締役上席執行役員経理部長 同常勤監査役 同監査役 当社常勤監査役（現任） 株式会社伊勢丹監査役（現任）	注４	9	平成20年４月１日
監査役		北山 禎介	昭和21年10月26日生	昭和44年４月 平成９年６月 平成13年４月 平成15年６月 平成16年６月 平成17年６月 平成18年５月 平成18年10月 平成20年４月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長（現任） 株式会社三井住友銀行取締役会長（現任） 株式会社三越取締役 富士フイルムホールディングス株式会社取締役（現任） 当社監査役（現任）	注４	0	平成20年４月１日
監査役		飯島 澄雄	昭和16年５月６日生	昭和41年４月 昭和53年12月 昭和63年４月 平成３年１月 平成６年６月 平成16年９月 平成18年６月 平成19年６月 平成20年４月	第二東京弁護士会登録アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所 株式会社ＴＫＣ監査役（現任） 司法研修所民事弁護教官 東京虎ノ門法律事務所開設（現任） 北川工業株式会社監査役（現任） 中央大学法科大学院講師（現任） 株式会社商船三井監査役（現任） 株式会社伊勢丹監査役（現任） 当社監査役（現任）	注４	―	平成20年４月１日

(注) １．畔柳信雄氏、宮村眞平氏、池田守男氏は、会社法第２条第15号に定める「社外取締役」であります。
２．北山禎介氏と飯島澄雄氏は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。
３．取締役の任期は、平成20年４月１日である当社の設立日より、平成21年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、平成20年４月１日である当社の設立日より、平成24年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第５ 【経理の状況】

１ 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

２ 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当第１四半期連結累計期間(平成20年４月１日から平成20年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年７月１日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	36,416
受取手形及び売掛金	114,690
有価証券	121
商品	67,147
製品	1,148
原材料	454
仕掛品	84
その他	43,744
貸倒引当金	△3,096
流動資産合計	260,710
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	194,525
土地	567,453
その他（純額）	28,431
有形固定資産合計	790,410 ※1
無形固定資産	
のれん	341
その他	73,249
無形固定資産合計	73,591
投資その他の資産	
投資有価証券	114,272
その他	148,060
貸倒引当金	△2,057
投資その他の資産合計	260,274
固定資産合計	1,124,276
資産合計	1,384,987

（単位：百万円）

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	99,707
1年内償還予定の社債	10,000
短期借入金	119,989
未払法人税等	3,642
引当金	17,333
その他	206,699
流動負債合計	457,372
固定負債	
長期借入金	89,450
繰延税金負債	187,433
退職給付引当金	64,755
引当金	459
負ののれん	62,863
その他	13,239
固定負債合計	418,200
負債合計	875,572
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	319,112
利益剰余金	121,462
自己株式	△54
株主資本合計	490,521
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	6,509
繰延ヘッジ損益	38
為替換算調整勘定	△2,715
評価・換算差額等合計	3,832
新株予約権	755
少数株主持分	14,304
純資産合計	509,414
負債純資産合計	1,384,987

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)
売上高	353,950
売上原価	255,464
売上総利益	98,486
販売費及び一般管理費	91,406 ※
営業利益	7,080
営業外収益	
受取利息	224
受取配当金	489
負ののれん償却額	3,308
持分法による投資利益	2,308
その他	1,318
営業外収益合計	7,649
営業外費用	
支払利息	792
その他	1,495
営業外費用合計	2,287
経常利益	12,442
特別損失	
たな卸資産評価損	1,494
投資有価証券評価損	146
関係会社整理損	1,079
特別損失合計	2,720
税金等調整前四半期純利益	9,721
法人税、住民税及び事業税	1,748
法人税等合計	1,748
少数株主利益	303
四半期純利益	7,669

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	当第1四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	9,721
減価償却費	5,900
負ののれん償却額	△3,308
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△356
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△217
受取利息及び受取配当金	△714
支払利息	792
持分法による投資損益（△は益）	△2,308
投資有価証券評価損益（△は益）	146
関係会社整理損	1,079
売上債権の増減額（△は増加）	3,674
たな卸資産の増減額（△は増加）	2,471
仕入債務の増減額（△は減少）	△18,140
その他	△4,514
小計	△5,773
利息及び配当金の受取額	824
利息の支払額	△270
法人税等の支払額	△4,358
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,578
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,629
有形固定資産の売却による収入	5
無形固定資産の取得による支出	△1,657
その他	747
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,532
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	12,483
長期借入金の返済による支出	△7,618
コマーシャル・ペーパーの増減額（△は減少）	11,000
配当金の支払額	△1,986
その他	△101
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,777
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,252
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,586
現金及び現金同等物の期首残高	27,208
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	13,244
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 35,865

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当第１四半期連結会計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)
１．　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数　44社 連結子会社名は、「第１　企業の概況　３　関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 ㈱伊勢丹ソレイユ、㈱アイタス、㈱エージークラブ、㈱九州コミュニケーションサービス、㈱愛生
(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
２．　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した関連会社数　11社 ㈱ジェイアール西日本伊勢丹 ㈱浜屋百貨店 アイティーエム クローバーCo.,Ltd. ㈱エージーカード アールアンドアイダイニング㈱ 新宿地下駐車場㈱ ㈱ＪＴＢ伊勢丹トラベル ㈱プランタン銀座 ㈱うすい百貨店 セントレスタ㈱ 新光三越百貨股? 有限公司
(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由 持分法非適用会社(㈱伊勢丹ソレイユ他)は連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。
３．　連結子会社の四半期連結決算日に関する事項 連結子会社のうち、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、上海錦江伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.、イセタン（イタリア）S.r.l.、レキシム(シンガポール)Pte.Ltd.及び米国三越INC.の四半期決算日は３月末日、㈱井筒屋ウィズカードの四半期決算日は５月末日でありますが、当四半期連結財務諸表の作成に当たっては、各社の四半期決算日現在の四半期財務諸表を使用しております。 なお、四半期連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．　会計処理基準に関する事項

(1)　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	**四半期連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)**
時価のないもの	**主として移動平均法による原価法**

②　デリバティブ　　時価法

③　たな卸資産

商品　主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他　主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2)　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

建物及び構築物	**主として定額法**
その他の有形固定資産	**主として定率法**

②　無形固定資産　定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年以内)に基づく定額法を採用しております。

③　投資その他の資産「その他」(投資不動産)

建物	**定額法**
その他	**定率法**

(3)　重要な繰延資産の処理方法

創立費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当四半期連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(３～13年)による定額法により発生時から費用処理をしております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(８～13年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

取締役、監査役及び執行役員の退任時の退職慰労金の支払に備えるため、会社規程に基づく当四半期連結会計期間末要支給額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当四半期連結会計期間に見合う額を計上しております。

⑤ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。

⑥ 商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑧ 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、投資金額を超えて当社が負担することになる損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、主として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が、当連結会計年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引
ヘッジ対象	外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引、借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末(四半期連結会計期間末を含む)に個別取引毎のヘッジ効果を検証しているが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

(7) その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

7 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

【簡便な会計処理】

当第１四半期連結会計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)
１　棚卸資産の評価方法 当第１四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、連結子会社の前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 ２　固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第１四半期連結会計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第１四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 311,201百万円 ２ 偶発債務 (1) 従業員住宅ローン保証 2,531百万円 (2) 関係会社銀行借入金等保証予約 英国三越LTD. 371百万円 偶発債務合計 2,902百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第１四半期連結累計期間

当第１四半期連結累計期間 (自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの 引当金繰入額 583百万円 給料手当 23,980百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第１四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)
※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金　36,416百万円
預入期間が３か月超の定期預金　△ 672百万円
有価証券　121百万円
現金及び現金同等物　35,865百万円

(株主資本等関係)

当第１四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第１四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	387,850,182

２ 自己株式に関する事項

株式の種類	当第１四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	52,015

３ 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第１四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	―	―	755
合計		―	755

４ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は平成20年４月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の定時株主総会において決議された金額です。

株式会社 伊勢丹

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年６月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,983	9.0	平成20年３月31日	平成20年６月23日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

５ 株主資本の著しい変動に関する事項

当第１四半期連結会計期間（自平成20年４月１日 至平成20年６月30日）

当社は平成20年４月１日に株式会社三越と株式会社伊勢丹が経営統合し両社を完全子会社とする共同持株会社として設立されました。この結果、当第１四半期連結会計期間末において資本金は50,000百万円、資本剰余金は319,112百万円、利益剰余金は121,462百万円となっております。なお、発行済株式数は387,850千株となっております。

(リース取引関係)

当第１四半期連結会計(累計)期間 (自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)
１ リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ・未経過リース料四半期末残高相当額 １年以内 3,876百万円 １年超 5,019百万円 合計 8,896百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間(自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)

	百貨店業(百万円)	クレジット・金融業(百万円)	小売・専門店業(百万円)	その他事業(百万円)	計(百万円)	消去又は全社(百万円)	連結(百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	329,148	2,388	13,352	9,061	353,950	―	353,950
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	165	1,351	2,404	24,935	28,857	(28,857)	―
計	329,314	3,740	15,756	33,996	382,808	(28,857)	353,950
営業利益又は営業損失（△）	6,381	874	△65	254	7,444	(364)	7,080

(注) １ 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

２ 各事業区分の主な内容

(1) 百貨店業…… 衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売

(2) クレジット・金融業…… クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理

(3) 小売・専門店業…… 婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売

(4) その他事業…… 不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

【所在地別セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間(自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第１四半期連結累計期間(自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第１四半期連結会計期間(自 平成20年４月１日 至 平成20年６月30日)

(パーチェス法適用)

１．被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

株式会社 三越　　百貨店業

(2) 企業結合を行った理由

百貨店業界は、総人口の減少による市場規模の縮小や、総合スーパー、ドラッグストア、量販店やコンビニエンスストアなど、他業態との競争激化など厳しい状況に直面しています。このような市場環境を勝ち抜くためには、近年ますます多様化・高度化するお客さまのご要望をスピーディーかつ的確に把握し、それに品揃えやサービスの組合せとして応えていくことが出来るだけの提案力・開発力を一層高めていくことが求められています。

株式会社伊勢丹と株式会社三越は、こうした共通認識の下、さまざまな提携のあり方を模索してまいりましたが、両社が協働してサプライチェーン改革に取り組み、両社が持つ経営資源を最大限活用するためには、単なる業務提携に止まらず、一つのグループとなることで初めて可能になるとの認識を共有するに至り、経営統合を行うことが最良の選択であるとの結論に至りました。

(3) 企業結合日

平成20年４月１日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転

(5) 結合後企業の名称

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

(6) 取得した議決権比率

100%

２．四半期連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成20年４月１日から平成20年６月30日まで

３．被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	289,090百万円
取得に直接要した支出	939百万円
新株予約権価額	107百万円
取得原価	290,137百万円

４．株式の種類別の移転比率及び算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類及び移転比率

株式会社伊勢丹の普通株式１株に対して当社の普通株式１株を、株式会社三越の普通株式１株に対して当社の普通株式０．３４株をそれぞれ割当て交付いたしました。

(2) 移転比率の算定方法

① 算定の基礎

株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」といいます。）及び株式会社三越（以下「三越」といいます。）は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、伊勢丹は三菱ＵＦＪ証券株式会社(以下「三菱ＵＦＪ証券」といいます。)を、三越は大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券ＳＭＢＣ」といいます。)を今回の経営統合のためのファイナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

伊勢丹は、三菱ＵＦＪ証券より平成19年８月22日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が伊勢丹株主にとり財務的見地から妥当である旨の意見書(以下「意見書(１)」といいます。)を取得し、三越は、大和証券ＳＭＢＣより、平成19年８月23日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、上記株式移転比率が三越の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(以下「意見書(２)」といいます。)を取得いたしました。

三菱ＵＦＪ証券は、本株式移転の諸条件等を分析した上で、市場株価法、類似会社比較法、ＤＣＦ(ディスカウンテッド・キャッシュフロー)法、１株当たり利益希薄化分析などを総合的に勘案して意見表明を行っております。市場株価法については、本株式移転に関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成19年７月25日の前営業日の平成19年７月24日を基準日として、直近１ヶ月間、３ヶ月間、及び６ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三菱ＵＦＪ証券による株式移転比率の算定結果の概要は、以下の通りです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価法	0.24～0.35
②	類似会社比較法	0.14～0.35
③	ＤＣＦ法	0.26～0.45
④	１株当たり利益希薄化分析	0.32～0.35

三菱ＵＦＪ証券は、意見書(１)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測に関する情報及び予想シナジー効果については両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱ＵＦＪ証券の意見書(１)は、平成19年８月22日現在までの上記情報等を反映したものであります。

大和証券ＳＭＢＣは、株式移転比率の算定において、ＤＣＦ(ディスカウンテッド・キャッシュフロー)法及び市場株価法を主たる指標として採用し、加えて、多面的な評価を行うため、参考として時価純資産法による分析等を行っております。また、市場株価法については、本株式移転に関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成19年７月25日の前営業日の平成19年７月24日を基準日として、それぞれ１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月間の出来高加重平均株価を採用いたしました。大和証券ＳＭＢＣによる株式移転比率の算定結果の概要は、以下の通りです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①	ＤＣＦ法	0.31～0.44
②	市場株価法	0.30～0.32

大和証券ＳＭＢＣは、意見書(２)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。大和証券ＳＭＢＣの意見書(２)は平成19年８月23日現在に大和証券ＳＭＢＣが認識している情報と経済条件を前提としたものです。

伊勢丹は、三菱ＵＦＪ証券による株式移転比率の算定結果を参考に、三越は、大和証券ＳＭＢＣによる株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

② 算定の経緯

上記記載のとおり、伊勢丹は三菱ＵＦＪ証券に、三越は大和証券ＳＭＢＣに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成19年８月23日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

（3）交付株式数及びその評価額

167,491,601株　289,090百万円

５．発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（1）負ののれんの金額 66,171百万円

（2）発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったことによります。

（3）償却の方法及び償却期間

５年間で均等償却

６．企業結合が四半期連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

企業結合日が、当四半期連結会計期間の開始の日のため、該当ありません。

（共通支配下の取引等）

1.　結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（1）結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社 伊勢丹 情報システム事業（内容：百貨店営業に関する情報システム事業）

（2）企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社伊勢丹を分割会社、株式会社伊勢丹の子会社である株式会社イセタン・データー・センターを承継会社とする吸収分割であります。

（3）結合後企業の名称

株式会社イセタン・データー・センター

（4）取引の目的を含む取引の概要

株式会社伊勢丹と株式会社三越による情報システム子会社統合の第１ステップとして、株式会社伊勢丹の情報システム事業を株式会社イセタン・データー・センターに吸収分割し、同社の情報システム事業・資産を株式会社イセタン・データー・センターに集約するものです。

２．実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正 平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

当第１四半期連結会計期間末 (平成20年６月30日)
1,274.77円

２　１株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益

当第１四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)	
１株当たり四半期純利益	19.78円
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	19.77円

(注) １株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第１四半期連結累計期間 (自　平成20年４月１日 至　平成20年６月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	7,669
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	7,669
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(百万円)	―
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数(千株)	387,808
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	―
四半期純利益調整額(百万円)	―
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株) 新株予約権	132
普通株式増加数(千株)	132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年８月14日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 坂 隆 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 弘 和 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 澤 宏 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪 中 修 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結累計期間（平成20年４月１日から平成20年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成20年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２ 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。